

V. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1. 建築物系施設

(1) 行政施設

① 現状・課題

行政施設は、庁舎等（市庁舎、消防署等）が 11 施設（同類の機能を併設する施設を含む。以下同じ。）、防災関連施設（防災拠点、消防詰所等）が 119 施設、行政関連施設（職員宿舎、車庫等）が 37 施設あります。

区分	概要	施設数 [施設]	棟数 [棟]	合計 延床面積	主な構成施設
庁舎等	市庁舎・支所等、消防署	10 (11)	42 (46)	25,354㎡	郡上市役所本庁舎、大和庁舎（防災センター）、郡上市消防本部郡上中消防署 等
防災関連施設	防災拠点、消防詰所、ポンプ車庫、防災備蓄倉庫	106 (119)	106 (120)	7,358㎡	各地区コミュニティ消防センター、各地区消防詰所、各地区消防ポンプ庫、各地区水防倉庫 等
行政関連施設	職員宿舎等、車庫等、倉庫	37 (37)	63 (63)	11,896㎡	教職員住宅、医師住宅、除雪機械車庫、バス車庫 等
計		153 (167)	211 (229)	44,608㎡	

※（ ）内の数値は、同類の機能を併設する施設を含めた施設数及び棟数で、合計延床面積にはこれらの施設は含まない。

【防災拠点指定等】

- ・ 庁舎等では、白鳥庁舎の駐車場が指定緊急避難場所に指定されています。
- ・ 防災関連施設では、防災拠点及び消防詰所の一部が指定緊急避難場所等に指定されています。

【築年数、耐震化状況等】

- ・ 白鳥、高鷲、美並庁舎が築 40 年を経過、大和庁舎は平成 31 年に築 30 年を迎え、比較的大きな庁舎が大規模改修を要する年数となっています。また、高鷲、美並庁舎は旧耐震の建築物ですが、耐震補強が行われていません。
- ・ 消防署は、市民の安全安心の拠点となるものですが、市消防本部は、築 30 年が経過しています。また、北消防署、中消防署南出張所も築 20 年が経過し、今後 10 年で大規模改修を検討しなければならない時期を迎えます。
- ・ 防災関連施設 106 施設（同類の機能を併設する施設を除く）のうち、4 割以上（43 施設）が築 30 年を経過しています。
- ・ 医師住宅 6 施設のうち 4 施設が、教職員住宅 19 施設のうち 11 施設が築 30 年を経過しています。

【利用状況等】

- ・ 防災関連施設のうち消防詰所ごとの消防団員数は、平成 26 年度において明宝気良消防詰所が 39 人と最も多く、一方、小那比北部消防詰所や場皿消防詰所では 7 人と少なくなっています。人口減少等に伴い、消防団員の確保が困難になっています。
- ・ 西和良、和良地域の教職員住宅の入居率が 50%を下回っていますが、それ以外は管理戸数の 50%以上の入居があります。
- ・ 教職員住宅については、設置条例を一部改正し、公益上又は行政上必要な場合は、教職員以外への貸出も可能となっています。

② 管理方針

行政運営や危機管理の拠点として、市が主体で適正な配置を考え設置する施設分野です。

【庁舎等】

◎基本方針

- 各庁舎（振興事務所）は、地域（旧町村）の拠点として維持が望まれる施設であり、現在の
本庁舎1、支所6の体制を維持します。
- 南北の消防防災の拠点である「市消防本部・郡上中消防署」及び「郡上北消防署」は維持し
ます。
- 家畜診療所（本庁舎併設）は、長寿命化しながら現状を維持します。

●具体的方針

- 耐震に問題がない庁舎及び各消防署は、中長期の保全計画を策定し長寿命化を行います。
- 耐震されていない庁舎は、耐震化を行う場合と他施設へ庁舎機能を移転する場合、又は新た
な庁舎に建て替える場合のライフサイクルコスト等を十分比較検証し、最善の維持方法を選択し
ます。
- 各庁舎には、老朽化等により廃止する他の施設の機能の複合化を進めます。
- 十分な検討を経た上で庁舎を更新する場合は、施設規模を縮小するとともに他の公共施設の
廃止とその機能の複合化を行います。

【防災関連施設】

◎基本方針

- 消防団詰所及び消防ポンプ庫等の防災関連施設は、消防団員数や地域事情を十分踏まえ、
消防力の低下及び地域不安を招くことがないよう配慮しながら集約化を図ります。

●具体的方針

- 単独の消防詰所及び消防ポンプ庫は、消防防災活動を行うエリアの人口や世帯、消防団員数、
道路事情等を踏まえた上で集約化による適正配置を行います。
- 地区集会所を兼ねている消防詰所や、実質的に地区集会所として利用されている防災拠点施
設は、利用形態に応じて自治会へ譲渡を進めます。

【行政関連施設】

◎基本方針

- 教職員住宅、医師住宅ともに民間施設活用の推進を原則とし、住宅総量を削減します。

●具体的方針

- 年間を通じて利用がない教職員住宅及び医師住宅については速やかに廃止します。
- 民間施設が利用できる地域の教職員住宅は、大規模改修が必要となった時点で廃止します。
- 民間施設の利用が困難な地域の教職員住宅は、既存の住宅を長寿命化（耐震を含む）し
活用します。
- 医師住宅については既存の住宅を長寿命化（耐震を含む）し活用します。

(2) 集会施設

① 現状・課題

集会施設は、旧町村又は市が建設し実質的に自治会が管理している施設と、補助金により自治会が建設し管理している施設があります。

補助金及び起債による制限がなくなり且つ耐用年数を超えた施設は、管理している自治会に対して順次無償譲渡を進めており、現在市として保有している集会所は 58 施設となっています。

区分	概要	施設数 [施設]	棟数 [棟]	合計 延床面積	主な構成施設
地区集会施設	地区集会所	50 (58)	55 (63)	9,762㎡	各地区集会所 等

※ ()内の数値は、同類の機能を併設する施設を含めた施設数及び棟数で、合計延床面積にはこれらの施設は含まない。

【防災拠点指定等】

- ・ 集会施設の多くは、指定緊急避難場所等に指定されています。

【築年数、耐震化状況等】

- ・ 二日町農村センターは耐震化が未実施となっています。
- ・ 老朽化した施設、あるいは耐震基準を満たさない施設については、市規則に基づき修繕等に一定の補助金を交付しています。

【利用状況等】

- ・ 集会施設は実質的に各自治会が維持管理していることから、大半の施設では市として利用状況を把握していません。
- ・ 利用状況が把握されている施設のうち、郡上大和ほたるの里蛍光館、郡上八幡中央コミュニティ消防センター、郡上八幡南部コミュニティ消防センターでは貸館稼働率が 10%未満と、利用度が低くなっています。

② 管理方針

地域コミュニティや住民自治の拠点として、地域住民主体で施設のあり方を考え管理・運営を行う施設分野です。

【地区集会施設】

◎基本方針

- 集会施設の多くは地域コミュニティの核となる地区集会所であり、利用者がその地区の住民に限られることから、該当する自治会へ無償譲渡を行います。

●具体的方針

- 地区集会所として単独で設置されている施設は、補助金、起債、耐用年数等による制限がなくなったものから順次無償譲渡を進めます。
- 公民館機能や消防詰所が複合化されている施設は、市の施設として設置する義務や必要性などにより別途検討を行います。
- コミュニティ規模が小さいことなどから、施設の譲渡が困難な場合には、近隣他施設への複合化などにより機能維持をしながら廃止を進めます。

(3) 社会教育施設

① 現状・課題

社会教育施設は、公民館が 24 施設、市民会館（ホール、公会堂）が 5 施設、文化施設（博物館等）が 8 施設、生涯学習施設（生涯学習センター等）が 14 施設あります。

公民館は、新公民館体制により、中央公民館 1、地域公民館 7、地区公民館 26 の合計 34 となっておりますが、公民館として単独で設置されているものは 6 施設（八幡地域 5 施設、大和地域 1 施設）であり、これらを除く地域公民館、地区公民館はすべて他の機能を持った施設に複合化されています。

（公民館自体でも中央公民館と八幡地域公民館や、地域公民館と地区公民館が同一施設に複合化されています。）

社会教育施設の運営形態としては、市の直営が多くなっていますが、やまと総合センター、古今伝授の里フィールドミュージアムの一部、郡上八幡博覧館、郷土文化保存伝習施設（磨墨太鼓会館）は指定管理により運営されています。

生涯学習施設は、施設の性質上、公民館や博物館、体育館等が既に複合化された施設も多く、各地域において社会教育・生涯学習の拠点として整備されています。特に、主となる 7 施設（郡上市総合文化センター、大和生涯学習センター、白鳥ふれあい創造館、たかす町民センター、日本まん真ん中センター、明宝コミュニティセンター、和良町民センター）には、図書館の本館や分館も複合化されています。

区分	概要	施設数 [施設]	棟数 [棟]	合計 延床面積	主な構成施設
公民館	公民館	7 (24)	7 (36)	5,202㎡	各地区公民館等
市民会館	ホール・公会堂	4 (5)	4 (5)	13,649㎡	郡上市総合文化センター、白鳥文化ホール、たかす町民センター、日本まん真ん中センター 等
文化施設	博物館等	6 (8)	29 (38)	8,808㎡	郡上八幡楽藝館、古今伝授の里フィールドミュージアム、白山文化博物館、明宝歴史民俗資料館 等
生涯学習施設	生涯学習センター等	11 (14)	32 (32)	15,322㎡	郡上八幡青少年センター、大和生涯学習センター、白鳥ふれあい創造館、大和万場社会教育施設 等
計		28 (51)	72 (111)	42,981㎡	

※（ ）内の数値は、同類の機能を併設する施設を含めた施設数及び棟数で、合計延床面積にはこれらの施設は含まない。

【防災拠点指定等】

- ・ 社会教育施設では、文化施設を除き、大半の施設が指定緊急避難場所等に指定されています。

【築年数、耐震化状況等】

- ・ 文化施設は、築 30 年を超える施設が多く存在しており、今後大規模改修が必要となります。
- ・ 11ある生涯学習施設のうち、築 30 年以上を経過しているものが 8 施設あり、老朽化とともに大規模改修が必要となります。
- ・ 牛道生活改善センター、大和生涯学習センター、大和万場社会教育施設など耐震化が未実施の施設が存在しています。

【利用状況等】

- ・ 各施設の貸館稼働率をみると、大中農村総合センター、やまと総合センター、古今伝授の里フィールドミュージアムで 30%を超えているものの、大半の施設は 10%程度以下の稼働率です。

- ・ 博物館等の文化施設は観光資源としても重要であり、郡上八幡博覧館では平成 26 年度に 12 万人以上が利用していますが、一方で利用者数が年間数百人ととどまる施設もあります。なお、利用者が少ない施設の維持管理コスト圧縮対策のひとつとして、一部博物館において試行的に開館日及び時間の短縮を実施しています。
- ・ 生涯学習施設で地域の主となる施設においては、一定の利用者があり、活用されている状況にあります。

② 管理方針

市民が身近で学び、学んだ成果を広く活かすことができる場として、市が主体で適正な配置を考え設置する施設分野です。

【公民館】

◎基本方針

- 公民館は郡上市公民館条例において「中央館」、「地域館」、「地区館」に大別されており、それぞれ果たす役割が異なります。また、公民館の多くは既に別の機能（例：生涯学習センターなど）を持った施設に複合化されています。これらのことから、公民館施設のあり方については、公民館機能を複合化している施設の管理方針に従うこととします。

●具体的方針

- 「中央館」及び「地域館」については、すべて他の施設に複合化されていることから、それぞれの施設のあり方とともに維持（長寿命化）又は、他施設へ機能移転を行います。
- 「地区館」のうち、単独の施設は段階的に廃止し、原則として小学校へ複合化します。
- 既に他の施設に複合化されている「地区館」は、複合元の施設の方向性に従い個別に検討します。

【市民会館】

◎基本方針

- 市として大規模な催しものを行うホール機能を持った市民会館については、将来的に 1 箇所へ集約します。

●具体的方針

- 既存施設の長寿命化は行わず、当面は最低限の機能維持や安全確保対策をしながら、大規模改修が必要となった時点で廃止します。

【文化施設】

◎基本方針

- 文化施設である博物館や資料館は、施設自体が文化財指定されているものや、収蔵品に文化財が含まれることから慎重に検討を進めながら、将来的に集約します。

● 具体的方針

- 入館者の増加策や入館料の見直しを行い収入の増加を図りながら、開館時間の短縮や指定管理者制度を含めた管理運営方法の見直し等により、維持管理コストを削減します。
- 施設更新時に向けて、市としての博物館のあり方、規模の適正化を検討しながら集約します。
なお、施設や収蔵物が文化財である場合は、文化財保護法等の関係法令とも照らし、慎重に検討を進めます。

【生涯学習施設】

◎ 基本方針

- 各地域の拠点となる施設は長寿命化し維持します。
- 拠点以外の施設で老朽化が進んでいる施設は廃止し、他施設へ生涯学習センター機能を複合化します。

● 具体的方針

- 長寿命化し維持していく施設は、稼働状況を把握し空スペースの有効活用を図ります。
- 廃止した生涯学習センター機能については、必要に応じて近くの公共施設に複合化します。
- 図書館機能については、市民が身近で利用できるよう地域の他施設と複合化し維持します。
- 利用者増加策を講じるとともに、受益者負担の公平性のため使用料及び減免規定を見直します。
- 引き続き維持管理していく施設については、利用状況や利用形態に応じて指定管理者制度を導入します。

(4) スポーツ施設

① 現状・課題

スポーツ施設は、体育館が 25 施設、屋外スポーツ施設が 10 施設あります。

これら施設の運営形態として、郡上市総合スポーツセンター、やまと総合センターなど一部の施設が指定管理となっていますが、多くは市の直営で運営されています。

体育館は、既存の公の施設見直し方針策定時において、地域の拠点となるスポーツ施設である「基幹型施設」と、学校統合により配置されたものや特定の地区住民の利用率が高い「地域型施設」に分類されています。

区分	概要	施設数 [施設]	棟数 [棟]	合計 延床面積	主な構成施設
体育館	体育館等	23 (25)	25 (28)	25,326㎡	郡上市総合スポーツセンター、やまと総合センター、白鳥体育館、明宝アリーナ 等
屋外スポーツ施設	野球場・相撲場・屋外スポーツ施設管理棟	8 (10)	16 (25)	3,341㎡	郡上市合併記念公園、郡上八幡テニスコート管理棟 等
計		31 (35)	41 (53)	28,668㎡	

※ ()内の数値は、同類の機能を併設する施設を含めた施設数及び棟数で、合計延床面積にはこれらの施設は含まない。

【防災拠点指定等】

- ・ 基幹型、地域型に関わらず、体育館は一定の収容者が見込めることから、指定緊急避難所等に指定されている施設が多く、屋外スポーツ施設も一部の施設が指定緊急避難場所等に指定されています。

【築年数、耐震化状況等】

- ・ 体育館は、郡上市総合スポーツセンターや明宝アリーナなど一部を除き、築 30 年前後を超える施設が多く、五町社会体育施設や白鳥体育館など、耐震化が未実施の施設も存在しています。
- ・ 屋外スポーツ施設に設置された建物は、比較的建築年の新しいものが増えていますが、一部に旧耐震基準で建てられた建物があり、それらの耐震化は未実施となっています。
- ・ 郡上市合併記念公園については比較的新しい施設ですが、市民球場などの構造物や、倉庫以外の建築物も多く、今後の更新費用は膨大になる恐れがあります。

【利用状況等】

- ・ 基幹型施設である体育館は、各地域に概ね 1 施設ずつ配置されており、地域の規模によって差異はあるものの、地域体育館と比較し利用者数は多い状況です。
- ・ 地域体育館は利用者が限られている施設が多く、年間の利用者数が数百人というところもあります。
- ・ グラウンドに併設されている管理棟については、倉庫的な役割が大きい状況です。

② 管理方針

市民の健康増進と、スポーツを通じた地域活性化を図る場として、市が主体で適正配置を考え、市民協働により支えていく施設分野です。

【体育館】

◎基本方針

- 基幹型施設は、市全体のスポーツ振興及び大会誘致等による地域の活性化の観点から、施設の長寿命化を図りながら、将来的に市全体としての適正配置を行います。
- 地域型施設は、大規模改修が必要となった時点での廃止を原則とします。

●具体的方針

- 基幹型施設のうち耐震基準を満たさないものは、将来的な基幹型施設の適正配置を検討した上で、なるべく早期に廃止します。
- 基幹型施設のうち築年数が浅いものについては、当面既存施設を長寿命化しながら維持しますが、大規模改修の実施については、将来的な適正配置を踏まえて決定します。
- 地域型施設のうち耐震基準を満たさないものは、早期の廃止を原則とします。
- 地域型施設は長寿命化をせず継続し、大規模改修が必要になった時点で廃止等を判断します。
- 基幹型、地域型施設ともに廃止とする場合は、代替の避難所を確保します。
- 利用者増加策を講じるとともに、受益者負担の公平性のため使用料及び減免規定を見直します。
- 引き続き維持管理していく施設については、利用状況や利用形態に応じて指定管理者制度を導入します。

【屋外スポーツ施設】

◎基本方針

- 野球場やテニスコート、グラウンドに併設する管理棟などについては、長寿命化しながら維持します。

●具体的方針

- グラウンドに併設する倉庫等の建築物は、予防保全に努め長寿命化を行います。
- 天然芝や人工芝を敷設しているグラウンド施設については、張り替えを行う際に建築物と同様に更新費用が生じることから、予防保全による施設の長寿命化を行います。
- 利用者増加策を講じるとともに、受益者負担の公平性のため使用料及び減免規定を見直します。
- 利用状況や利用形態に応じて、指定管理者制度を導入します。

(5) 保健福祉施設

① 現状・課題

保健福祉施設は、保育・子育て支援施設（保育園等）が12施設（休園中1施設を含む。）、高齢者支援施設（高齢者福祉センター等）が28施設、障害者支援施設（障害者福祉サービス事業所等）が7施設、保健施設（保健センター等）が7施設あります。

これら施設の運営形態として、保育・子育て支援施設はすべて市の直営となっていますが、高齢者支援施設、障害者支援施設、保健施設の一部は、指定管理で運営されています。高齢者支援施設のうち、デイサービスセンターは10施設あり、いずれも市社会福祉協議会が指定管理者として管理運営を行っています。なお、市内には、市が設置するデイサービスセンター以外にも民間が設置するものが3施設あります。

児童館は、八幡、高鷲、高鷲北、和良の4館であり、すべて幼稚園あるいは保育園に複合化されています。また、児童館としては位置付けられていませんが、大和地域には子育て支援施設として大和生きがいセンターが設置されています。

区分	概要	施設数 [施設]	棟数 [棟]	合計 延床面積	主な構成施設
保育・子育て支援施設	保育園、子育て支援施設、児童館	7 (12)	10 (31)	4,601㎡	各保育園、大和生きがいセンター等
高齢者支援施設	高齢者福祉センター、デイサービスセンター、特養・養護老人ホーム、老人保健施設、介護予防拠点施設・憩いの家	11 (28)	17 (35)	12,278㎡	郡上市高齢者福祉センター、郡上市白鳥北部高齢者福祉センターいやしの里白山、郡上八幡おなび生きがいセンター、郡上偕楽園、和良介護老人保健施設等
障害者支援施設	障害福祉サービス事業所、障害児通所支援施設	4 (7)	6 (13)	1,642㎡	フレンドシップつくしの家、高鷲福祉交流センター、すみれ作業所、白鳥ことばの教室等
保健施設	保健センター等	6 (7)	7 (8)	7,477㎡	八幡保健福祉センター、大和保健福祉センターやまつつじ、美並健康福祉センターさつき苑等
計		28 (54)	40 (87)	25,997㎡	

※（ ）内の数値は、同類の機能を併設する施設を含めた施設数及び棟数で、合計延床面積にはこれらの施設は含まない。

【防災拠点指定等】

- ・ 高齢者支援施設の多くは、指定緊急避難場所等に指定されています。

【築年数、耐震化状況等】

- ・ 北濃保育園、石徹白保育園、明宝保育園は築30年以上経過しており、今後大規模改修が必要になります。一方、たかす保育園、たかす北保育園、和良保育園はいずれも児童館を兼ねており、比較的新しい施設（築12～22年）です。
- ・ 郡上偕楽園は築36年が経過しており、立地も河川付近であることから、個別で移転等を含めた検討が開始されています。
- ・ 障害児支援施設のうち、ひまわり教室（八幡）は八幡保健福祉センター内に複合化されており、白鳥ことばの教室は、白鳥ふれあい創造館と同一敷地内に単独で設置されています。いずれの施設も築5年以下の新しい施設です。
- ・ 現在運営されている保育・子育て支援施設のうち、北濃保育園は建物がすべて旧耐震基準によるもので、一部耐震化が未実施となっています。
- ・ 郡上市高齢者福祉センター、高鷲福祉交流センターなどが耐震化未実施となっています。

【利用状況等】

- ・ 保育・子育て支援施設の利用状況として、北濃、石徹白、たかす、たかす北、和良の各保育園及び幼児教育センターやまびこ園では、いずれも定員を下回っており、これら 6 園合計で定員数に対する園児数の割合は 79%（平成 26 年度）となっています。
- ・ 年少人口の減少に伴い、今後園児の絶対数が減少すると想定されます。ただし、未満児の保育ニーズの高まりから、当面は極端な減少は見込まれないものの、将来的な適正規模と配置の検討が課題です。
- ・ 保育園は民間と競合する施設分野でもあるため、運営のあり方も検討課題となっています。
- ・ 高齢者支援施設では、郡上八幡おなび生きがいセンターで利用者数の減少がみられるものの、それ以外では利用者数が横ばいか増加傾向にあります。
- ・ 郡上市高齢者福祉センターは、高齢者のサロン活動等に利用されています。
- ・ 保健センターは、高鷲地域を除き各地域 1 施設ずつ整備されています。（高鷲地域は健康相談時にこぶし苑を利用しています。）
- ・ 八幡保健福祉センターと大和保健福祉センターやまつつじの 2 施設は使用頻度が高くなっています。
- ・ 八幡、美並、明宝、和良の乳幼児健診は、既に八幡保健福祉センターを活用して実施しています。また、高鷲地域の乳幼児健診は、白鳥保健センターを活用しています。

② 管理方針

子育て支援や生きがいづくり、生活支援など市民の生活や福祉を支える場であり、市と民間事業者等が役割分担をしながら適正配置を考え、サービスの維持・向上を図る施設分野です。

【保育・子育て支援施設】

◎基本方針

- 単独で設置されている施設は、小中学校への併設又は複合化を進めます。
- 既に幼稚園や児童館等と複合化されている施設は、長寿命化しながら維持管理コストの縮減を図ります。
- 施設運営形態については、利用者ニーズを踏まえながら公設民営方式、民設民営方式も検討します。

●具体的方針

- 単独施設、複合施設ともに見直しを進める際には、施設の老朽化度合いとともに将来的な園児数を勘案します。
- 公立保育園の譲渡（民営化）については、市民や受入側である事業者のメリット・デメリットを十分把握するとともに、段階的に管理運営手法を見直します。なお、園児数の減少等によって民間での運営が困難な地域の施設については、引き続き市として設置していきます。
- 児童館については、保育園あるいは幼稚園と複合化されているため、保育園及び幼稚園のあり方ともに見直しを進めます。

【高齢者支援施設】

◎基本方針

- 将来的な高齢者人口の減少予測と利用者ニーズを踏まえながら、統廃合、民間への譲渡を検討し施設総量の削減を行います。
- 民間への譲渡になじまない施設は他施設との複合化を進めます。

●具体的方針

- サロン活動等の拠点となる高齢者支援施設については、老朽化状況を踏まえ大規模改修が必要となった時点で廃止し、他の施設へ機能を移転します。
- 通所型施設であるデイサービスセンターについては、今後のサービス需要を勘案し統廃合を検討した上で、民間への譲渡（民営化）についても検討します。
- 入所型施設については、市として必要な施設は長寿命化し維持しながら、市全体の適正配置を行います。また、運営方法については、民間の設置状況を踏まえ民営化を検討します。

【障害者支援施設】

◎基本方針

- 施設の民間譲渡を検討し、施設総量を削減します。
- 業務の見直しにより既存施設の有効活用を図ります。

●具体的方針

- 障害福祉サービス事業所については、現在の指定管理者を対象として、譲渡（民営化）を検討します。
- 障害児通所支援施設は既存の施設を拠点化し継続するとともに、長寿命化による更新費用の平準化や維持管理コストの抑制を行います。なお、園児を対象とした障害児通所支援業務については、市内保育園の活用で補完します。

【保健施設】

◎基本方針

- 保健センターは当面既存施設を維持しますが、集団検診機能のあり方を検討しながら、将来的には拠点施設への集約化を行います。

●具体的方針

- 当面は既存の施設の予防保全を行い維持しますが、大規模改修が必要となる場合は地域内の他の公共施設に複合化を図ります。
- 集団健診（乳幼児健診、特定健診等）の実施を考慮した上で、保健センターのあり方について早急に検討を進め、将来的に拠点施設に集約化する計画を策定します。

(6) 病院施設

① 現状・課題

病院施設は、2つの病院（市民病院、国保白鳥病院）と、6つの診療所（国保石徹白診療所、国保和良診療所、国保小那比診療所、国保高鷲診療所、国保和良歯科診療所、小川診療所（小川健康管理センター））の計8施設があります。

平成27年度から、国保白鳥病院を基幹病院として、6つの診療所に和良介護老人保健施設と近隣の高山市、白川村の診療所を加えた「県北西部地域医療センター」を立ち上げ、地域医療体制を整えたところです。

区分	概要	施設数 [施設]	棟数 [棟]	合計 延床面積	主な構成施設
病院施設	病院、診療所、診療所(歯科)	7 (8)	11 (12)	26,450㎡	郡上市民病院、国保白鳥病院、国保和良診療所、和良保健福祉歯科総合施設 等

※（ ）内の数値は、同類の機能を併設する施設を含めた施設数及び棟数で、合計延床面積にはこれらの施設は含まない。

【防災拠点指定等】

- ・ 病院施設は、平常時のみならず、災害時においても特に重要な役割を果たす施設です。

【築年数、耐震化状況等】

- ・ 病院施設はすべて新耐震基準で建築されていますが、国保高鷲診療所は築30年を超え、老朽化が進行しています。

【利用状況等】

- ・ 病院施設の利用状況は、国保小那比診療所で年間700人程度、小川健康管理センターでは年間70～80人程度と少ない状況です。

② 管理方針

地域医療の拠点や身近な診療機関として、民間病院等の状況に配慮しながら市が主体となり適正配置を考え、持続的な地域医療を確保する施設分野です。

【病院施設】

◎基本方針

- 現在の医療体制を確保するため、既存施設の長寿命化を行いながら施設の更新費用を平準化します。

●具体的方針

- 基幹となる郡上市民病院及び国保白鳥病院は、中長期の保全計画を策定し長寿命化を図ります。
- 各診療所は予防保全に努めながら、施設の長寿命化を図ります。
- 大規模改修や更新については、民間の医療機関との関連性や社会情勢、市民のニーズ等を把握した上、必要最小限で実施します。

(7) 産業振興施設

① 現状・課題

産業振興施設は、産業施設（物産販売施設等）が 6 施設、農業施設（加工センター、共同作業所等）が 12 施設、畜産施設（畜舎等）が 1 施設あります。これら施設の運営形態として、一部を除き、産業施設及び農業施設のほぼすべてを指定管理者制度により管理運営しています。産業施設及び農業施設の多くは、合併前の旧町村において産業振興のために設置された施設であり、これらの施設を管理運営するために第三セクターを立ち上げている場合もあります。なお、指定管理施設はすべて、利用料金あるいは自主事業による収入で維持管理費を賄っており、市からの指定管理料は支出していません。また、水沢上牧場の一部は平成 27 年度に普通財産としました。

区分	概要	施設数 [施設]	棟数 [棟]	合計 延床面積	主な構成施設
産業施設	物産販売施設	6	7	2,533㎡	郡上旬彩館やまとの朝市、白鳥木遊館、ひるがの高原サービスエリア地域食材供給施設 等
農業施設	加工センター・共同作業所等、ふれあい農園	12	28	9,281㎡	高鷲農畜産物処理加工施設、美並基幹集落センター、明宝農産物加工場、和良農林産物生産施設 等
畜産施設	畜舎等	1	10	2,648㎡	水沢上牧場
計		19	45	14,462㎡	

【防災拠点指定等】

- ・ 産業施設では、白鳥木遊館のみが一時避難所に指定されています。
- ・ 農業施設、畜産施設では、避難場所等に指定された施設はありません。

【築年数、耐震化状況等】

- ・ 総じて比較的建築時期の新しい施設が多く、すべて新耐震基準で建築されていますが、美並基幹集落センター、美並農村女性の家では築 30 年を超えています。

【利用状況等】

- ・ 平成 26 年度の利用状況として、産業施設では、ひるがの高原サービスエリア地域食材供給施設に年間約 122 万人が訪れているほか、ぎふ大和パーキングエリア上り線道路サービス施設で約 30 万人に利用されています。
- ・ 利用者数の推移として、ひるがの高原サービスエリア地域食材供給施設で減少がみられますが、それ以外は増加傾向にあります。
- ・ 農業施設では、八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟、白鳥農畜産物処理加工施設（そば工房源助さん）の利用者数が減少傾向にあります。

② 管理方針

地域産業の活性化により特産品や雇用を生むために市が設置した施設で、今後は民間事業者等への譲渡や指定管理を進める施設分野です。

【産業施設】

◎基本方針

- 指定管理者制度による管理運営を継続しながら、可能な施設については早期に現在の指定管理者を中心に譲渡を進めます。

●具体的方針

- 補助金、起債、その他（事業用借地権等）の制限がなくなった施設から 現在の指定管理者を中心に譲渡を進めます。
- 上記制限により民間への譲渡が困難なものは、指定管理者制度による管理運営を行います。
- 施設維持のために行う修繕等は市では実施しません。

【農業施設】

◎基本方針

- 指定管理者制度による管理運営を継続しながら、可能なものについては早期に現在の指定管理者を中心に譲渡を進めます。

●具体的方針

- 補助金、起債等の制限を勘案し、可能なものから現在の指定管理者を中心に譲渡を進めます。
- 譲渡が困難な場合は耐用年数が経過した時点で廃止します。
- 収益性を持つ施設については、施設維持のために行う修繕等は市では実施しません。

【畜産施設】

◎基本方針

- 畜産施設（畜舎、牧場）については、補助金、起債等の制限がなくなった施設から民間への譲渡を進めます。

●具体的方針

- 畜産施設については、家畜診療所を除き指定管理者制度や普通財産への移転による貸し付け等により民営化し、可能な施設から民間へ譲渡を行います。

(8) 観光・保養施設

① 現状・課題

観光・保養施設は、観光施設（道の駅等）が 20 施設、保養施設（バンガロー、温泉等）が 17 施設あります。

運営形態として、市が設置する道の駅施設については、すべて指定管理者制度により運営しており、一部を除き、市が設置する道の駅施設に対して指定管理料を支出しています。その金額については「道の駅ルール」を定め、駐車場、便所など公共性の高い部分の負担を中心に負担割合を加味して算定しています。また、郡上市温泉スタンド以外の温泉施設や宿泊施設についても、指定管理制度により管理運営をしています。指定管理料は、温泉施設では金額に差はあるものの、すべての施設に支出していますが、宿泊施設に対しては支出していません。

温泉施設や宿泊施設は、民間と競合する施設と言えることから、公共で保有し続けるべきか精査が求められます。

区分	概要	施設数 [施設]	棟数 [棟]	合計 延床面積	主な構成施設
観光施設	道の駅、その他観光施設	18 (20)	50 (53)	14,199㎡	郡上市道の駅・古今伝授の里やまと及びくつろぎ広場、道の駅和良・和良運動公園 等
保養施設	バンガロー等、温泉施設、その他保養施設	17	91	12,699㎡	美並都市交流促進施設フォレストパーク373、明宝温泉湯星館、白鳥町石徹白交流促進センター 等
計		35 (37)	141 (144)	26,898㎡	

※ ()内の数値は、同類の機能を併設する施設を含めた施設数及び棟数で、合計延床面積にはこれらの施設は含まない。

【防災拠点指定等】

- ・ 道の駅など一部の施設が指定緊急避難場所等に指定されています。

【築年数、耐震化状況等】

- ・ 郡上八幡城、郡上八幡博覧館、郡上八幡旧庁舎記念館は築 80 年以上が経過する建物で、郡上八幡城は市指定史跡に、郡上八幡旧庁舎記念館は国の登録有形文化財になっています。
- ・ その他の観光施設は比較的建築時期の新しい施設が多くなっていますが、高鷲総合案内所、美並緑地等利用施設粥川バンガロー、郡上八幡サイクリングターミナルの 3 施設は築 30 年以上となっており、一部の施設で老朽化が進んでいます。
- ・ このうち郡上八幡サイクリングターミナルは、旧耐震基準で建築されており、耐震化が未実施となっています。

【利用状況等】

- ・ 平成 26 年度の利用状況として、観光施設では、白山長滝公園（白鳥道の駅施設）に年間 45 万人以上が訪れているほか、郡上市道の駅・古今伝授の里やまと及びくつろぎ広場では約 38 万人が、道の駅明宝磨墨の里公園では約 23 万人が利用しています。また、保養施設では、やまと温泉やすらぎ館の利用者が約 19 万人となっています。
- ・ 利用者数の推移としては、郡上八幡博覧館や美並総合案内所（樹木の館）で増加がみられるほか、郡上八幡城下町プラザで大型バスの利用が増加しています。しかしながら、それ以外の施設は横ばいか減少傾向にあります。

② 管理方針

観光立市実現のための拠点、あるいは市民や観光客の保養や観光資源をPRする場として市が設置等をした施設で、今後はシンボリックな施設を除き、民間事業者等へ譲渡や指定管理を進める施設分野です。

【観光施設】

◎基本方針

- 観光施設は商業的な運営により収益性が高い施設と、公共性が高く収益を見込みにくい施設に大別されます。従って、収益性の高い施設は現在の指定管理者を中心に譲渡を進めます。
- 収益性が高い施設でも諸条件による制約で譲渡が困難な場合や、収益が見込みにくい施設については指定管理者制度等の公設民営方式を継続します。

●具体的方針

- 道の駅は、指定管理者制度による管理を継続します。ただし、指定管理料については、既存の算定方法（道の駅ルール）の見直しを行い、公共性と収益性により施設個別に適正化を図ります。
- その他観光施設のうち、文化的価値があるものや公共性が高いものは引き続き指定管理者制度による管理運営を行います。
- 収益性が高い施設や、当初の設置目的から利用が変更となっている施設については、民間への譲渡を進めます。
- 譲渡対象とした施設については、施設維持のために行う修繕等は市では実施しません。

【保養施設】

◎基本方針

- 保養施設は、温泉施設や宿泊施設などが主であり、既に民間でもサービスが提供されている施設であることから、原則として民間への譲渡を進めます。

●具体的方針

- 温泉施設は、補助金、起債、耐用年数等による制限を勘案し、譲渡可能なものから現在の指定管理者への譲渡または公募による譲渡を進めます。
- バンガロー等を含めた宿泊施設は、補助金、起債、耐用年数等による制限がなくなり、譲渡可能となったものから現在の指定管理者を対象に譲渡を進めます。また、受け手がない場合は公募による譲渡とし、応募がない場合は廃止します。
- 譲渡対象とした施設については、施設維持のために行う修繕等は市では実施しません。

(9) 公営住宅等施設

① 現状・課題

公営住宅等施設は、市営住宅、市有住宅の合計で 38 施設（計 119 棟(うち住棟 87 棟)、管理戸数 600 戸）があります。形態は集合住宅、戸建住宅の 2 種類に分類されます。

区分	概要	施設数 [施設]	棟数 [棟]	合計 延床面積	主な構成施設
公営住宅等施設	市営住宅、市有住宅	38	119 (87)	39,982㎡	市営初納住宅、市営グリーンハイツ白鳥住宅、市営白鳥住宅 等

※ ()内の数値は、住棟の棟数(内数)。

【築年数、耐震化状況等】

- ・ 市営柳町住宅、市営愛宕住宅、市営美吉野市有住宅は築 50 年を超えています。このほかに、市営初音住宅や市営鷲見住宅など、旧耐震基準で建築され、耐震化未実施の建築物を含む施設が 9 施設あり、全体的に老朽化が進んでいる状況です。

【入居状況等】

- ・ 建築時期の古い市営柳町住宅、市営愛宕住宅、市営初音住宅では合わせて 14 戸の政策空家がありますが、この政策空家を除き入居率は 100%となっています。

② 管理方針

住宅困窮者や、Uターン・Iターン等による移住促進のための施設として市が適正配置を考え、民間施設の活用も促進する施設分野です。

【公営住宅等施設】

◎基本方針

- 入居率の高さを見ると、市営住宅及び市有住宅の需要は大きいと考えられます。従って、既存の住宅については、当面長寿命化しながら維持しますが、今後入居者が減少し且つ老朽化した施設は廃止します。
- 老朽化に伴う住宅施設の更新については、民間が行う住宅供給状況や、今後も増加すると考えられる空き家の状況を踏まえながら、規模を縮小して総量の削減を行います。

●具体的方針

- 住宅の長寿命化については「郡上市公営住宅等長寿命化計画」に基づき実施していきます。
- 集合住宅については、人口規模や需要に応じた供給とし、過剰と見込まれる場合（入居率が低い施設）は廃止します。
- 戸建住宅については、建設時の補助金採択状況、払い下げ希望状況、地域の住宅管理戸数のバランス等を総合的に勘案し、居住者への払い下げを促進します。
- 建替えを検討する場合は、更新の必要性や、民間施設や空き家等の利用促進等も十分考慮した上で、適正な規模により実施します。

(10) 学校教育施設

① 現状・課題

学校教育施設は、幼稚園3園（うち幼児教育センター2園は保育園と併設）、小学校22校（うち石徹白、小川の2校は保育園と併設）、中学校8校、及び教育関連施設として学校給食センターが5施設あります。

小学校は、地域のコミュニティの核と捉えられており、新公民館体制においても地区公民館は小学校区単位が基本となっています。

区分	概要	施設数 [施設]	棟数 [棟]	合計 延床面積	主な構成施設
幼稚園	幼稚園、幼児教育センター	3 (3)	9 (9)	5,388㎡	はちまん幼稚園、幼児教育センターやまびこ園、幼児教育センターみなみ園
小学校	小学校	22 (22)	131 (131)	70,359㎡	各小学校
中学校	中学校	8 (8)	53 (53)	43,986㎡	各中学校
教育関連施設	給食センター	5 (5)	5 (5)	2,970㎡	各学校給食センター
計		38 (38)	198 (198)	122,703㎡	

※（ ）内の数値は、同類の機能を併設する施設を含めた施設数及び棟数で、合計延床面積にはこれらの施設は含まない。

【防災拠点指定等】

- ・ 幼児教育センターやまびこ園、幼児教育センターみなみ園が緊急避難場所等に指定されています。
- ・ 小中学校では、和良小学校を除くすべてが緊急避難場所等に指定されています。

【築年数、耐震化状況等】

- ・ 22小学校のうち16校が、また8中学校のうち4校が築年数30年以上を経過しています。
- ・ 優先的、集中的に耐震化を行ったことで、すべての小中学校が耐震基準を満たしています。（ただし、付属建物等で、文部科学省が耐震化を義務付けていない建築物（平屋建ての倉庫等）は除外しています）

【利用状況等】

- ・ 平成24年度から平成26年度を比較すると、小学校22校のうち12校で、中学校8校のうち4校で児童・生徒数の減少が見られ、減少数は2年間で163人となっています
- ・ 小学校、中学校について教室数と学級数を比較すると、ほとんどの学校で教室に余剰があることがうかがえます。
- ・ 幼児教育センターやまびこ園では園児数が減少傾向にあり、こうした需要の変化や、保育園との役割分担なども考慮しつつ、幼稚園の適正配置を検討する必要があります。
- ・ 児童・生徒数の減少に伴い、大和、白鳥、高鷲の各学校給食センターで一日当たりに調理する食数の減少がみられる一方、学校給食センターはいずれも築15年以下と施設としては比較的新しい状況です。
- ・ 人口推計から、園児、児童、生徒の数が増加する見込みはありませんが、若年層を中心とした人口定住化の促進や、地域コミュニティの維持という視点では学校教育施設は重要な施設となります。

② 管理方針

初等中等教育の人間形成の場として、子どもの学力と社会性の向上に配慮し市が主体で適正配置を考え、今後は地域の拠点として複合化を進める施設分野です。

【幼稚園】

◎基本方針

- 既に保育園や児童館等と複合化されていることから、長寿命化しながら維持管理コストの縮減を図ります。
- 施設運営形態については、利用者ニーズを踏まえながら公設民営方式、民設民営方式も検討します。

●具体的方針

- 公立幼稚園はすべて保育園あるいは児童館と複合化されているため、施設の長寿命化を基本とし、維持管理コストの縮減を図ります。
- 民営化（民間譲渡）については、市民や受入側である事業者のメリット・デメリットを十分把握するとともに、段階的な管理運営手法を取り入れながら検討します。

【小中学校】

◎基本方針

- 小学校は地域コミュニティの核となる施設であることや耐震性が十分であることから、長寿命化するとともに、近隣の他の公共施設機能を複合化の母体としながら維持していきます。
- 中学校は、既存施設の長寿命化を図りながら維持していきます。
- 児童生徒数の推移を予測しながら、将来的には統廃合を検討します。その際は、学校区を中心とした地域の意見も踏まえながら統廃合を推進し、施設総量の削減を行います。

●具体的方針

- 小学校については、保育園や公民館等の機能を中心に複合化を進めます。
- 小学校と中学校の複合化についても、立地や児童生徒数を踏まえて検討していきます。
- 老朽化により大規模な改修が必要となった場合、その他の機能の複合化や、将来的な統廃合も見据えながら慎重に検討します。
- 統廃合後に用途を廃止した小中学校については、地域の施設としての需要や維持管理コストを十分に検証し、他施設への転用や民間譲渡、あるいは廃止を決定します。

【教育関連施設】

◎基本方針

- 教育関連施設である学校給食センターについては、児童生徒数の推移と配送時間等を考慮した上で、将来的に機能を集約します。

●具体的方針

- 給食センター全体で調理を賄う必要がある間は既存施設の予防保全に努め、維持管理コストを削減します。
- 児童生徒数の推移を見ながら調理能力として可能となった場合は、配送時間等を考慮し既存の施設へ機能を集約します。
- 廃止した施設は配食サービス等のニーズに応じ、他用途への活用とともに民間譲渡を検討します。

(11) 公園施設

① 現状・課題

市が設置または管理する公園のうち、公園施設（休憩所、管理棟などの建物）が設置されたものが13施設、公園便所のみ設置されたものが25施設あります。

これら施設の運営形態としては、城山公園のみが指定管理で、それ以外はすべて市の直営となっています。

区分	概要	施設数 [施設]	棟数 [棟]	合計 延床面積	主な構成施設
公園施設	公園施設	13	24	1,134㎡	明宝野外ステージ、気良川公園管理棟、めいほう高原東屋 等
公園便所	公園便所	25	26	396㎡	公園内設置の公衆便所
計		38	50	1,530㎡	
公園等	グラウンド、都市公園、ふれあい憩の広場公園、ポケットパーク、農村公園、避難地、生活環境保全林、駐車場、その他	111	—	754,362㎡	高平延年の森公園、二日町延年の森公園、古今伝授の里運動公園、城山公園 等

※ 公園等の面積は公園等全体面積。

【築年数、耐震化状況等】

- 公園内の建物について、築30年以上が経過する施設は、公園施設では城山公園など3施設、公園便所では新田公園など5施設があります。
- これらのうち、城山公園、北濃駅前ふれあい憩の広場公園、新田公園、小野第1公園の建物が旧耐震基準で建築されており、そのすべてが耐震化未実施となっています。

【利用状況】

- 公園施設は、不特定多数が利用する施設であることから利用状況の詳細は不明です。

【公園（建築物系施設を有しないものを含む。）の現状】

- 公園（建築物系施設を有しないものを含む。）は、地域の身近な小公園から、城山公園など主要な観光資源にもなっている大規模な公園まで含めて106施設、総面積約75.0haがあります。
- 公園のうち32箇所では、市が遊具を設置し管理しています。
- グラウンド（テニスコート等含む）は14施設があり、このうち高鷲吹高原スポーツ施設のみが指定管理で、そのほかはすべて市の直営で管理されています。
- 地域の身近な公園としては、都市公園、ふれあい憩の広場公園、農村公園などがあります。
- 八幡城のある城山公園や、桜の名所として有名な愛宕公園など、主要な観光資源になっている公園も多くあります。
- 公園は除草等を定期的に行う必要があり、直営で行っているところ、自治会等に管理を委託しているところなど、管理手法については様々です。

② 管理方針

子育て世代から高齢者まで安心して交流できる場として、人口分布や住環境、他の公共施設等とのバランスを考慮し、市が主体で適正配置を考える施設分野です。

【公園施設・公園便所】

◎基本方針

- 不特定多数の市民が利用する公園内の施設については、安全性と衛生面において適正な管理を行うとともに、維持管理コストの削減を行います。

●具体的方針

- 指定管理者制度の導入又は自治会への管理委託等により、維持管理費の圧縮を図ります。
- 近隣の公共施設の配置状況を踏まえ、可能な施設は便所を廃止します。

(12) 公衆衛生施設

① 現状・課題

公衆衛生施設は、衛生施設（塵芥処理施設、し尿処理施設等）が9施設、斎場施設が7施設、公衆便所が23施設あります。

これら施設はすべて市の直営で運営しています。

区分	概要	施設数 [施設]	棟数 [棟]	合計 延床面積	主な構成施設
衛生施設	塵芥処理施設、し尿処理施設等	9	26	15,272㎡	郡上クリーンセンター、郡上環境衛生センター 等
斎場施設	斎場	7	8	2,560㎡	八幡斎苑さつき、白鳥斎場 等
公衆便所	公衆便所	23	24	554㎡	公衆便所(公園内設置のもの以外)
計		39	58	18,386㎡	

【築年数、耐震化状況等】

- 衛生施設では郡上北部清掃センターが、斎場施設では白鳥、美並、明宝、和良の各斎場が築30年を超えています。
- 白鳥、美並、明宝、和良の各斎場は旧耐震基準で建築されており、いずれも耐震化が未実施となっています。
- 公衆便所は、いずれも耐震性の問題はありませんが、築30年以上を経過したものが3施設あります。

【利用状況等】

- 衛生施設の利用状況として、郡上クリーンセンターでは可燃ごみ処理量がやや増加する一方、資源ごみ処理量が減少傾向にあります。また、八幡エコプラザ、大和エコプラザの利用者数は増加していますが、その他の施設では処理量、利用者数等が減少傾向にあります。
- 葬儀のあり方の変化（自宅葬からセレモニーホールでの葬儀への移行）によって、特に高鷲、美並、明宝、和良の斎場の利用頻度が著しく低下しています。こうした状況を受け、斎場見直しの検討に着手し、その結果自治会等への説明を経て、将来的には南部、北部それぞれ1箇所の斎場へ集約することが決定しました。
- 公衆便所は、観光施設や幹線道路沿道、駅周辺などに設置され観光面での需要があります。

② 管理方針

市民が衛生的な環境で生活するための拠点として、需要と供給や維持管理コストを考え、市が適正配置を考える施設分野です。

【衛生施設】

◎基本方針

- 衛生施設については、当面は既存施設を長寿命化し維持しながら、将来的には集約化を図ります。

● 具体的方針

- 郡上クリーンセンター、郡上北部クリーンセンター、環境衛生センターともに、地元との調整の上長寿命化し維持・継続しますが、今後の更新を見据えて施設の集約の可能性についても検討していきます。
- エコプラザについては、資源ごみの持ち込み量を見ながら、可能な限り施設の集約を行います。

【斎場施設】

◎ 基本方針

- 斎場については、将来的に南北の2箇所を拠点施設として集約します。

● 具体的方針

- 斎場は「火葬場整備基本計画」に基づき、八幡斎苑さつきを南部の拠点施設として、（仮称）郡上市北部斎場を北部の拠点施設として位置付け機能を集約します。ただし、大和斎場及び高鷲斎場は当面継続しますが、大和斎場については2024年（平成36年）4月以降に、また、高鷲斎場については今後の施設の状況を見極めつつ、存続が難しくなった時点で廃止し、北部施設への統合を進めます。

【公衆便所】

◎ 基本方針

- 公衆便所については、可能な限り集約を行うとともに、維持管理コストの削減を行います。

● 具体的方針

- 公衆便所は、近隣の公共施設、特に道の駅、公園便所との位置関係を見ながら、適正配置を行います。
- 衛生面への配慮が必要であり、施設が小規模でもランニングコストを要する施設であるため、その軽減策を講じます。

(13) その他の施設

① 現状・課題

その他の施設は、駐輪場、バス待合所、倉庫等のほか、施設の廃止により現在用途未定となっているものを含め、57 施設があります。

区分	概要	施設数 [施設]	棟数 [棟]	合計 延床面積	主な構成施設
その他の施設	駐輪場、バス待合所、倉庫、車庫等、用途未定、その他施設	57	95	20,540㎡	—

【防災拠点指定等】

- ・ 旧小那比小学校・中学校が一時避難所に指定されています。

【築年数、耐震化状況等】

- ・ 築 30 年を超える建物が多く含まれており、特に用途未定の施設はすべて旧耐震基準で建築された建物で耐震化未実施となっています。
- ・ 旧大和東小学校については、現在県立の郡上特別支援学校（小学部、中学部）として利用していますが、校舎及び体育館については耐震化未実施となっています。

② 管理方針

所期の目的を達成した施設、あるいは用途が未定の施設が多く、市として廃止を進める施設分野です。

【その他の施設】

◎基本方針

- 当初の目的に利用されなくなるなど、用途を廃止した施設（普通財産）は、耐震化未実施の建物が多く存在しており、これらについては廃止を基本に検討していきます。

2. インフラ系施設

(1) 道路

① 概況

- ・ 市道の延長は、一般道路が約 1,108.5km、自転車歩行者道が約 23.9km となっています。
- ・ 農道の延長は、約 178.3km、林道の延長は約 610.7km となっています。また、舗装率は農道で約 56%、林道では約 41%となっています。
- ・ 各道路の維持更新については、パトロールによる日常点検、自治会からの要望及び市民からの通報等によって現状を把握しており、そのうち早期に対策が必要な危険箇所は速やかに修繕や工事により対応をしています。また、それ以外の箇所については、順次修繕や改良工事を実施しています。

施設	種別	施設数等	
市道	一般道路	延長	1,108,524 m
		面積	5,283,470 m ²
	自転車歩行者道	延長	23,945 m
		面積	70,592 m ²
農道	農道	延長	178,307 m
		面積	624,075 m ²
林道	林道	延長	610,666 m
		面積	2,310,959 m ²

② 管理方針

- 緊急輸送道路等の主要路線は、道路を走行しながら老朽化状況等を把握する「路面性状測定車」等を用いて調査を行い、計画的な予防保全を実施し維持管理コストの縮減や更新費用の平準化を図ります。
- その他の市道や、舗装済みの農道、林道等については、道路パトロールや巡視による日常点検を実施しながら、ひびわれ、わだち掘れ箇所等の把握を行い、事後保全により対応していきます。
- 未舗装の農道、林道等は、受益地区による日常的な点検を実施しながら、必要に応じて事後保全により対応していきます。

(2) 橋梁

① 概況

- ・ 市道橋は 898 橋あり、総延長は約 13.8km となっています。また、市道橋の他に農道には 70 橋、林道には 359 橋の橋梁があります。
- ・ 市道橋は 1960 年（昭和 35 年）頃から多く整備されていますが、一般的な耐用年数は 60 年程度とされることから、現時点で 1960 年頃より以前に建設された橋梁について更新の検討が必要となっており、その対象は年々増加することになります。
- ・ 道路の維持又は修繕に関する技術的基準を定めた道路法施行規則が平成 26 年 7 月に一部改正され、道路を構成する施設については 5 年に 1 回の点検が義務付けられました。
- ・ 市道橋については、平成 25 年度に橋長 15m 以上の 255 橋（市道未認定 5 橋含む）について「郡上市橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、計画的に修繕を実施しています。
- ・ 緊急輸送道路区間内に存在する橋長 15m 以上の市道橋について、平成 8 年道路橋示方書以前の基準を用いて設計された橋梁を、優先的に耐震補強しています。

施設	施設数等	
	本数	898 橋
橋梁(市道)	延長	13,797 m
	面積	69,095 m ²
橋梁(農道)	本数	70 橋
橋梁(林道)	本数	359 橋

② 管理方針

- 橋梁については、予防保全による維持管理を行い、長寿命化とともに更新費用の平準化を図ります。
- 市内に存在する橋長 2m 以上の市道橋 898 橋については、平成 26 年度を初年度とする橋梁点検を、岐阜県橋梁点検マニュアルに基づき実施します。
- 橋梁点検の結果を受けて、構造物の機能に支障が生じる可能性が高い橋梁については早期に修繕等を実施するとともに、橋長 2m 以上の市道橋全橋における計画的な橋梁修繕のための「郡上市橋梁長寿命化修繕計画」を再構築します。
- 林道橋、農道橋についても、点検を実施するとともに計画的な修繕等を進めます。

(3) その他の土木インフラ（トンネル・ため池・堰^{せき}等）

① 概況

- ・市が設置し管理するトンネルは、市道に5箇所（2,665.5m）、林道に3箇所（3,185m）の計8箇所（5,850.5m）となっています。
- ・トンネルについては、設置からの経過年数が10年未満のものが3箇所、10年以上20年未満のものが1箇所、20年以上30年未満のものが2箇所、30年を超えているものが2箇所（設置年不明のもの含む）となっており、耐用年数から考えると比較的新しい状態と考えられます。
- ・農業用水を確保する目的で市が設置している土木インフラとして、ため池と堰（せき）等があります。
- ・市が単独で設置しているため池は16箇所であり、これらの総貯水量は445,015 m³、受益面積の合計は288.6haとなっています。また、ため池の外周である堤の総延長は1,197.2m、高さは合計で121.3mあります。
- ・16箇所あるため池のうち、10箇所は改修済みあるいは数年中に改修予定となっています。
- ・堰（せき）等として、一級河川などから農業用水（620箇所）を取水するため、コンクリート製の頭首工等を設置しています。また、一部の河川には機械製の揚水機（ポンプ）や、ゴム製の可動堰を設置して取水を行っています。（ポンプ取水27箇所、可動堰3箇所）



頭首工



可動堰

② 管理方針

- トンネル等の土木インフラについては、予防保全による維持管理を行い長寿命化とともに更新費用の平準化を図ります。
- トンネルは、5年に1回の点検を計画的に実施していきます。
- 頭首工等の固定堰及び水路等については、受益地区を中心とした日常的な点検を行うとともに、計画的な整備と保守管理を実施していきます。
- 揚水機や可動堰は、定期的なメンテナンス等を行い長寿命化に努め、維持管理コストの縮減とともに更新費用の平準化を図ります。

(4) 上水道施設（簡易水道等含む）

① 概況

- ・平成 20 年度～平成 30 年度を計画期間として「郡上市水道事業基本計画（水道ビジョン）」を策定し、「安心」「安定」「持続」「環境」を政策の柱としてソフト面、ハード面の取組みを行っています。
- ・上水道施設の管路延長は約 886.9km で、その内訳として、導水管が約 51.8km、送水管が約 34.1km、配水管が約 801.0km となっています。
- ・管路や配水地等を除いた施設（管理棟や滅菌室等）のうち、延べ床面積で換算すると 4 割弱の施設が建設より 30 年が経過している状況となっています。
- ・市が行う水道事業は、平成 26 年度末現在で 2 つの上水道事業、44 の簡易水道等事業*で構成されており、簡易水道等事業については人口減少や施設等の老朽化などを勘案した上で、既に統廃合の取組みを開始しています。
- ・市民のライフラインである水道の管路については、震災等の被害を極力減らし断水等を最小限に抑える必要があることから、平成 24 年度に「郡上市水道管路耐震化指針」を策定し、優先順位を付けて順次耐震化の対応を行っています。
- ・水道事業については、平成 30 年度の公営企業会計*化を目指し、現在移行に向け資産の詳細について洗い出しを行っています。

施設	種別	施設数等	
上水道施設	管路	延長	886,884 m

② 管理方針

- 今後も安全な水道水を安定的に供給する必要があるため、引き続き「郡上市水道管路耐震化指針」に基づいた管路の耐震化とともに、計画的な更新と適正な維持管理を行います。
- 将来的な負担を平準化するため、施設の更新や維持管理を行う際は、長寿命化部材等の使用や予防保全等、施設の長寿命化対策を講じます。
- 今後の人口の推移や水道施設の利用需要を予測しながら、必要に応じて施設の統廃合を進めます。

(5) 下水道施設

① 概況

- ・ 下水処理の方法は、集合処理施設によるものと、個別設置型合併浄化槽によるものに大別されます。
- ・ 本市における集合処理施設の整備は比較的新しく、施設として最も古いものでも整備からの経過年数が 24 年です。なお、集合処理施設の内訳は、公共下水道*1 箇所、特定環境保全公共下水道*7 箇所、農業集落排水施設* 27 箇所、小規模集合排水処理施設*2 箇所となっています。
- ・ 下水道施設の管路延長は約 541.7km となっており、塩ビ管で管径 250mm 以下が大半を占めています。
- ・ 平成 26 年度末現在で、下水道処理施設の整備率は 96.1%、接続率は 75.2% であり、全国平均 77.6% を若干下回っています。
- ・ 下水道事業については、平成 31 年度の公営企業会計化を目指し、現在移行に向け資産の詳細について洗い出しを行っています。

施設	種別	施設数等	
下水道施設	管路	延長	541,660 m

② 管理方針

- 今後の人口の推移と下水処理施設の処理能力を勘案し、管路の繋ぎ換え等により効率的な施設運営を行います。
- 将来的な負担を平準化するため、施設の更新や維持管理を行う際は、長寿命化部材等の使用や予防保全等、施設の長寿命化対策を講じます。

(6) ケーブルテレビ

① 概況

- ・ 郡上ケーブルネットワーク施設の整備は、平成 14 年～平成 16 年にかけて行い、平成 16 年 4 月 1 日に開局しました。
- ・ ケーブルテレビの伝送路は、同軸ケーブル（支線）が約 706.5km、光ケーブル（幹線）が約 423.8kmとなっています。
- ・ 平成 25 年度からは、指定管理者制度を導入し、指定管理者による管理運営を開始しました。なお、指定管理者制度導入に当たり、本施設及びインフラを管理運営するための第三セクターを新たに立ち上げました。
- ・ 現在、開局から 14 年が経過し、伝送路の老朽化が問題となってきています。また、市内の一部地域において、通信事業者による光化が始まっており乗り換えを行う市民の方も出てきています。

施設	種別	施設数等	
ケーブルテレビ	同軸ケーブル	延長	706,459 m
	光ケーブル	延長	423,786 m

② 管理方針

- 利用者が要望するサービス基準が高くなってきていることや、伝送路の耐用年数等により更新時期が近づいており、支線の光化を含めた検討を早急に実施します。
- 管理運営については引き続き指定管理者制度により実施していきますが、機器更新や施設整備の完了に伴い民営化について検討を行います。